

◆ 利用者登録について

「つばきネット」を利用して施設の抽選申込みや空き施設の予約を行うには、あらかじめ「松山市公共施設利用者カード登録」が必要です。

利用者登録をされると、氏名または団体名を記入した「つばきネット利用者登録カード」を発行致します。

1. 利用者登録の種類と登録の要件

施設名		利用者登録の種類と登録の要件
体育施設	別府市民運動広場、拓川市民運動広場、空港東第四公園テニスコート、重信川ソフトボール広場、湯月公園テニスコート、北条体育館	●個人登録 15歳以上(市内・市外に居住は問わない)の利用者。
公園施設	石手川南グラウンド、重信川(森松)グラウンド、南久米公園、三津公園、空港東第二公園、奥久谷公園、東大栗公園	●団体登録 代表者が15歳以上(市内・市外に居住は問わない)の団体。
総合コミュニティセンター(体育館)	主競技場(メインアリーナ) 補助競技場(サブアリーナ)	●団体登録 代表者が15歳以上(市内・市外に居住は問わない)で、構成員が10人以上の団体。
	ラケットボールコート、大・小会議室、トレーニングルーム、温水プール	
総合コミュニティセンター(文化ホール)	カメラアホール、リハーサル室、展示室、練習室、研修会議室、和室、コミュニティプラザ ほか	●個人登録 15歳以上(市内・市外に居住は問わない)の利用者。 ●団体登録 代表者が15歳以上(市内・市外に居住は問わない)の団体。
総合コミュニティセンター(企画展示ホール)	1階展示ホール、2階スペース、3階展示ホール	
総合コミュニティセンター(こども館)	コスモシアター(専用のみ)	
松山市民会館	大ホール、中ホール、小ホール、リハーサル室、練習室、会議室、和室	

※ 総合コミュニティセンター(体育館)のアリーナ・トレーニングルーム・温水プールを個人利用する場合は、登録不要です。

施 設	名	利 用 者 登 録 の 種 類 と 登 録 の 要 件
男女共同参画推進センター（コムズ）	会議室、調理室、多目的室、創作室、視聴覚室、和室	●個人登録 市内に居住、市内の事業所に勤務する者又は市内の学校に在籍する者。 ●団体登録 市内に居住、市内の事業所に勤務する者又は市内の学校に在籍する者を主な構成員とする団体。
中央公園	野球場、サブ野球場、野球場会議室、トレーニングルーム、プール、プール多目的スペース	松山中央公園の窓口へお問い合わせください。ただし、利用にあたりつばきネットの利用者登録は必要となります。
	テニスコート、屋内運動場、屋内練習場、スポーツフロア、運動広場、屋外ブルペン	●個人登録 15歳以上(市内・市外に居住は問わない)の利用者。 ●団体登録 代表者が15歳以上(市内・市外に居住は問わない)の団体。
野外活動センター	体育館、テニスコート	●個人登録 15歳以上(市内・市外に居住は問わない)の利用者。 ●団体登録 代表者が15歳以上(市内・市外に居住は問わない)の団体
	グラウンド、ロッジ、研修棟 ほか	利用者登録は必要ありません。野外活動センターの窓口へお問い合わせ下さい。
北条スポーツセンター	陸上競技場	北条スポーツセンターの窓口へお問い合わせ下さい。ただし、利用にあたりつばきネットの利用者登録は必要となります。
	体育館、球技場、フットサル場、野球場、レストハウス会議室・多目的室、体育館ミーティングルーム	●個人登録 15歳以上(市内・市外に居住は問わない)の利用者。 ●団体登録 代表者が15歳以上(市内・市外に居住は問わない)の団体。
北条ふるさと館	研修室、大会議室、展示室	利用者登録は必要ありません。北条ふるさと館の窓口へお問い合わせ下さい。
北条公園	法橋運動広場	●個人登録 15歳以上(市内・市外に居住は問わない)の利用者。 ●団体登録 代表者が15歳以上(市内・市外に居住は問わない)の団体。
河野別府公園	市民グラウンド、サブグラウンド、テニスコート	
北条市民会館	大ホール、会議室、集会室、研修室、和室、ホワイエ展示室	

2. 利用者登録方法

(登録手続き)

「つばきネット」の利用者登録は、以下の各施設の窓口にて行えます。主に利用する施設の窓口で「松山市公共施設利用者カード登録申請書」に必要事項を記入して、窓口へ提出してください。

登録受付窓口

施設名	場所	住所
松山市役所（本館）	公園緑地課	二番町4丁目7-2
総合コミュニティセンター	管理事務所 体育館管理事務所 企画展示ホール管理事務所	湊町7丁目5番地
松山市民会館	管理事務所	堀之内
男女共同参画推進センター （コムズ）	1階受付	三番町6丁目4-20
野外活動センター	管理棟事務所	菅沢町乙280番地
中央公園	野球場管理事務所 インフォメーションセンター プール管理事務所	市坪西町625番地1
北条市民会館	北条支所	北条辻6
北条ふるさと館	北条ふるさと館	河野別府995
北条スポーツセンター	体育館事務所	大浦86番地1
北条体育館	北条体育館事務所	北条辻1170番地6
湯月公園テニスコート	湯月公園テニスコート	道後姫塚140番地1
空港東第四公園テニスコート	空港第四公園テニスコート	東垣生町866番地1

※ お問い合わせ先については、⑩ページをご参照ください。

(必要書類等)

● 個人登録の場合

① 松山市公共施設利用者カード登録申請書

② 次のものをお見せ下さい。

■ 一般の方 : 住所、氏名、生年月日がわかるもの

(運転免許証、パスポート、健康保険証等)

■ 学生の方 : 住所、氏名、生年月日がわかるもの

(学生証)

● 団体登録の場合

① 松山市公共施設利用者カード登録申請書

② 団体の代表者は、次のものをお見せ下さい。

■ 一般団体の方 : 住所、氏名、生年月日がわかるもの

(運転免許証、パスポート、健康保険証等)

■ 学生団体の方 : 住所、氏名、生年月日がわかるもの

(学生証)

● 団体登録(構成員が10人以上の場合)の場合

① 松山市公共施設利用者カード登録申請書

② 団体登録申込書に構成員すべての住所・年齢・連絡先を記入し、提出してください。

③ 団体の代表者は、次のものをお見せ下さい。

■ 一般団体の方 : 住所、氏名、生年月日がわかるもの

(運転免許証、パスポート、健康保険証等)

■ 学生団体の方 : 住所、氏名、生年月日がわかるもの

(学生証)

<ご注意>

- * 登録の有効期限は、2年間です。ただし、学生の方は、卒業予定年月日の末日が有効期限となります。
- * 有効期限が切れると施設等の利用ができません。
- * 有効期限の2ヶ月前から更新の手続きを受け付けます。更新の際にも、本人確認書類の提示が必要です。
- * 登録事項に変更が生じた場合は、速やかに受付窓口で変更手続きを行ってください。

登録申請が必要な事項

- ・ 氏名・団体名の変更
- ・ 代表者名・代表者住所の変更
- ・ 暗証番号の変更(ネット上から変更可能)

- * 登録カードは、登録された本人又は団体の代表者だけが利用できます。
- * 重複登録はできません。
- * 登録カードを紛失・破損、または汚損した場合は、再発行を受けることができます。
- * 暗証番号を忘れてしまった場合、施設窓口で本人であることを確認できるもの(運転免許証、パスポート、健康保険証 等)を提示し、登録内容を確認してください。(電話での返答は致しません。)

		松山市公共施設案内・予約システム	
		つばきネット	
利用者登録カード			
利用者名			
登録番号		登録日	
			